

| 予算特別委員会会議録 ( 2 )   |  |     |              |
|--|--|-----|--------------|
| 日 時  | 平成 9 年 9 月 1 7 日 ( 水 )   | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|  |  | 散 会 | 午後 5 時 4 4 分 |
| 場 所  | 第 1 委 員 会 室  |     |              |
| 議 題  | 付 託 案 件  |     |              |
| 出 席 委 員  | 岡本委員長、新野副委員長、前田・大竹・大畠・佐野・久末・<br>佐々木 ( 勝 ) ・武井・浅田・阿部・高階 各委員   |     |              |
| 説 明 員  | 市長、小原助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民<br>・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、<br>国体準備・樽病両事務局長、保健所長、消防長 土木部参事<br>ほか関係理事者 |     |              |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">書 記</p> |  |     |              |

～会議の概要～

委員長

開議宣告。署名員に前田、佐々木(勝)両委員を指名。審査日程の報告、付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

阿部委員

インディペンデンスの入港にあたり、市長は「太平洋港湾記録」について観光パンフレットのようなものとの発言があったが、現在もそのような認識か。

市長

入港の機会にいろいろと感じられることを記録したものと考えている。

阿部委員

この記録の中には潤滑油及びディ・ゼルオイルについての記載があるが、JP5については承知しているか。

市長

承知していない。

阿部委員

これは海軍機用のジェット燃料のことを言う。その外に港湾労働者や艦船の収容隻数、麻薬、売春等のことが記載されているが、このような内容は明らかに軍事的な目的で書かれたものと思うがどうか。

市長

軍事用と観光用とは勿論違う。ただ、個別のこともさることながら、このような情報を持っていることが何かスパイ行為を行っているかのような発言であるが、これらの情報はオ・ブンにされているのではないかと思う。また、エイズ等のアドバイスについては、情報としてであると理解している。

阿部委員

通常の観光パンフレットであれば、ジェット燃料等のことは記載されないのではないか。明らかに全体を通して見れば軍事的な内容であり、これでも観光パンフと考えているのか。

総務部長

太平洋港湾記録について、小樽に関する部分しかないので、全体の構成がどのようになっているのかわからないが、その部分で話をすると港湾施設や船舶に関するサ・ビスの関係、観光情報等が相当数載っている。そのことが即軍事的な情報であるとは思わないし、一つの小樽のガイドブックと理解している。

阿部委員

空母に限らず、これまでも米艦が補給・休養等のため入港しているが、これらは作戦行動を立てながら、途中補給等のため入港していたものであり、軍事行動の一環と思う。

しかもこの港に寄港するかは、計画を立てながら行動しているはずであり、事前に申し入れはなかったのか。

総務部長

今回の入港は再三外務省に問い合わせを行い、日米安保条約に基づく日米地位協定による一般的な入港と聞いている。また、領事館からは友好・親善と伺っているので、それ以上の答弁はできない。

阿部委員

今回はそうであるが、これまでの米艦の入港についてはどうか。

総務部長

従来の入港も友好・親善・休養等を目的としたものである。

阿部委員

作戦計画を立てながら、その途中小樽に寄港するのは明らかに軍事行動の一環ではないのか。あくまでも今回の

入港は友好・親善というのであれば、作戦行動の最中に寄港する必要はないのではないのか。米空母が小樽に入港しなければならない目的は何か。

総務部長

今回、どのような目的で横須賀を出港したかは分からないが、あくまでも友好・親善・休養ということで聞いている。友好・親善という点では、乗組員による市内の福祉施設や幼稚園でのボランティア活動や実行委員会との友好を深めた実績等があり、友好・親善と考えている。

阿部委員

今回のインディペンデンスに限らず、これまでも核積載可能艦が小樽に入港する際には、「外務省や領事館に問い合わせをしたが、事前協議がないので問題がない」という答弁の繰り返しである。これについては文書によるやり取りはなかったのか。

総務部長

前回までは電話等による確認を行ってきたが、今回は領事館並びに外務省に出向いてそれぞれ確認をした。今回、「米軍の水上艦には核兵器を搭載しないのが一般的な方針である。しかし、特定の艦船については核の有無を論議しないが、米国政府は日本人の核兵器に対する特別な感情を理解しており、安保条約に基づいて忠実に義務を履行していく」という見解をもらった。外務省からは、従来どおり「事前協議がないので、非核三原則は守られている」という確認をもらっている。

阿部委員

非核三原則について、市長は「事前協議がないので、それ以上の確認のしようがない」と言うが、本当に核を搭載していないのであれば、文書による回答を貰うこともできたのではないか。

総務部長

従来から電話等による確認を行ってきたので、文書でなくても十分であると考えていた。

阿部委員

外務省は「事前協議がないので非核三原則は守られている」と言うが、神戸方式のように核の有無の証明書を出すということになれば、その証明を出すことができない艦船は入港することができないということになる。今後、神戸方式とは言わないが、文書をもらうということはできないか。

総務部長

領事館からの返事については、文書で貰うことは可能と思っている。

阿部委員

米艦の入港にあたり、一つでも問題点を解決していくというのが市長の努めと思う。次回から、文書を出すように要求できないか。

市長

領事館と相談して対応したいと思っている。

阿部委員

市としては友好・親善ということであれば、今後も入港を認めていくという考えか。

総務部長

今回の入港と同様に、安全性や商業・港湾活動に支障がない等いろいろな状況を勘案して考えていくべき問題と思っている。

阿部委員

文書による回答を求めて、慎重に決めてもらいたい。明らかに軍事目的とした記録が取られているので、港の平和的な利用を貫いて貰いたい。

高階委員

来月、ブル - リッジが函館に入港する予定である。これに対する函館市長の談話が報道されていたが、これについてどのような感想を持っているか。

また、市長は太平洋港湾記録について、小樽の観光ブックという言い方をしていたが、明らかに「兵たん」を目的に各港湾を調査したものではないのか。

市長

ブル - リッジの函館入港については、いろいろな情勢を踏まえての判断があったものと考えている。また、港湾記録についていろいろ議論があるかと思うが、根本は安保条約に基づき地位協定によって国内の空港や港湾を利用することができるとなっている。入港する中で軍艦や港湾に関することもあるし、また、乗組員のための観光的な要素や友好親善的な要素もあるかと思う。そのような中で知り得た情報を記録することが悪いということにはならないのではないかと考えている。

高階委員

函館市長は、ブル - リッジの入港はガイドライン見直しの先取りであるという認識を持っている。基本的には核疑惑のある艦船は入れたくないと言っている。今後のこともあるので、市長もシビアにこの問題をとらえてもらいたい。

国立病院の統廃合について、新聞報道によると厚生大臣は「医療と福祉の連携ができ、住民や自治体が望む施設であれば、委譲してもよいのではないか」ということで事務方に統廃合を指示しているとのことである。小樽の国立療養所についても老人施設に変えていこうという動きがあるやに聞いているが、最近の状況について承知しているか。

保健所長

10 年前に国立病院・療養所は他の医療機関ができないような国家的な見地に立った医療、いわゆる政策医療を行うべきであるということで再編していくため、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律が施行された。小樽市では市議会や医師会と一緒に国療存続の陳情を国に行った。その後、社会情勢が変わり、10 年前の考え方が良いのかということで、国では審議会を経て昨年 5 月に特別措置法の改正を行った。この改正により、当初病院として跡利用を考えていたが、福祉面に利用しても良いのではないかと、また、委譲の相手をもう少し広げても良いのではないかと条件緩和が盛り込まれた。

今後、国の出方を待って小樽市としてただ反対ということではなく、市民にとって何が有益なのかを考えるために、対話を行っていかねばならないと思っている。

高階委員

国の方針が変わってきている中で、小樽の国療をなくし、福祉施設に切り替えるという具体的な動きはあるのか。

保健所長

見直しにおいて国策医療を行うのが国立病院あるいは国立療養所であるという考え方は今も正しい。当時、統廃合の対象になったところそのまま対象としてやっていくし、さらに新しいところも対象になってくるので、当時問題となった小樽・西札幌・札幌南の各病院は何らかの形になっていくものと考えている。

高階委員

小樽に関わって具体的な動きはあるか。

保健所長

今挙げた 3 つの病院・診療所の機能の内、国策医療としてかなうものとそうでないものを整理して、近いうちにある程度のもが見えてくるのではないかと考えている。昨年 11 月に出された基本方針の中には、平成 12 年度

前にどのようにするかプランを立てるということになっている。

高階委員

平成12年を目指してということであるが、プランを立てるのは誰か。

保健所長

国と対象になる病院、また、委譲を受けるところと話し合いを行い、決定するのは国である。

高階委員

委譲ということになれば、市あるいは民間との関わりが出てくるのではないか。

保健所長

小樽市は10年前には受ける気持ちはないと表明している。小樽市には市立病院があるので、市立病院としてやっていくのは難しいと思う。今日まで10年間、凍結状態が続いているので、まず話し合いの場に着かなければならないものと考えている。

高階委員

国では病院だけではなく、福祉施設も含めて考えていると思うがどうか。

高齢社会対策室長

福祉部には特別な話は来ていない。

高階委員

国療存続については、市を挙げて取り組んできた経過がある。現在、具体的な動きがないが、新たな展開が出て来た時には議会にも知らせてもらいたい。

国道5号の拡幅に伴い、消防銭函支署のエプロン部分の傾斜がきつくなるため、消防車両の出動に支障を来すとのことだが、今後どのように対応していく考えか。

消防署長

これについては斜度の修正等機能回復の方法があるかと思う。現在、開建に要請をしているが、具体的な回答が来ていないので、それが来た段階でどのように対応するか検討していきたい。

高階委員

現在、同支署は銭函サ・ビスセンタと一緒に建物に入っているため手狭となっており、この機会により広い場所に移転するという含めて要望しているのか。

消防署長

同支署の一部エプロン部分が削られるため、車両の出入りが困難となる状況下で、斜度の修正あるいは土地の一部を削ることによって車両の出入りが可能となれば、現行の庁舎を使用していきたい。ただ、現時点で開建から補償内容が示されていないので、今後その中身を見て検討できるのかどうか、詰めていかなければならないと考えている。

高階委員

築港再開発の土地区画整理に係る土地評価の資料について、議会や「春を呼ぶ会」より請求され、現在審査会で協議中とのことである。実際には仮換地が行われ、事業はどんどん進んでいるわけであり、何故その処分の基本となっている資料を公開できないのか。

また、今回の補正予算には商店街振興のための事業費が計上されているが、一方で築港再開発を進めながら、はたして中心市街地との共存共栄は可能と考えているのか。

土木部参事

土地評価に係る資料については現在審査会で協議中であり、そのまとまりを見て市としての判断をすることになる。議会との関係についても情報公開との関連を整理しながら、どういう方向で資料の提出に応じるのかについて、

現在検討中である。

また、共存共栄策については、商業振興策の推進、OBCが示した共存共栄策の具体化、これについては現在商業者と協議中である。商業者自らの努力の3つの柱で考えている。難しい点は確かにあるが、共存共栄を図っていきたいということで取り組んでいる。

高階委員

土地評価に係る文書の公開について、裁判所では公開されているが、一方情報公開に基づく請求や議会の要求には応じないというのはどういうことか。

総務部長

裁判所に提出した資料の一つは土地鑑定評価書であり、これは現在情報公開で請求されているものではない。もう一点の換地設計の図書は現在請求されているものではなく、実施計画以前の段階の書類と聞いている。

高階委員

審査会において公開の決定がなされた場合はそれに従うのか。

総務部長

そのようになるかと思う。

高階委員

築港再開発というこれだけ大きな事業の取り組みにあたり、その財政効果がどの程度になるのかの見通しは当然持って然るべきではないか。オ・ブンをすぐ間近に控え、それをきちっと示すべきではないか。

財政部長

築港再開発に伴う財政効果について、この開発は一つのまちづくりであり、その中でいろいろな要因が入ってくる。例えば固定資産税の場合、家屋については実際に建てられたものを評価しなければならない。また、市民税についても法人であれば指定法人になるのか、雇用及び賃金形態がどのようになるのか等、それらをマクロで押さえるのは難しい面があるかと思う。

高階委員

OBCが計画している雇用人員を踏まえて行えば、およその数値は分かるかと思う。ぜひ研究願いたい。

佐々木(勝)委員

今回のインディペンデンス入港は、小樽の抱える現状、弱点を突いてきたと受け止めている。この問題はこれで終わるのではなく、新しいスタートとしていかなければならない。平和な市民生活を送るにはどうあるべきか、これが心配の種である。その意味では今回の入港を巡る問題について、きちっと総括しておく必要があると思うがどうか。

市長

安保条約に基づく地位協定という形での現実があるわけであり、それを否定してしまう訳にはいかない。しかし、今回の入港は従来の延長では済まない大きな問題であるということで、入港にあたり3つの条件のほかに、陸上におけるいろいろな問題等も含めて市民生活にできるだけ影響を及ぼさないような形での受け入れをしていかなければならないと考えていた。

友好・親善という形での総括ということもあるが、こういった時点で日本の置かれている立場、日本の安全保障をどのようにしていくかの冷静な議論を行っていかなければならないのではないかと。その意味ではこれが新しいスタートになるかもしれない。小樽が将来とも商業港として発展をしていくという基本線に立ちながら、いろいろな問題について冷静に判断し、あるいは今後の動きというものを見据えていく必要があると考えている。

佐々木(勝)委員

今回の入港にあたり、多くの市民より要請書が市長に寄せられている。これらの声に対していずれかの機会に市長の考えを明らかにする必要があると思うがどうか。

市長

議会もそのような場であり、今私の考えを申し上げた訳である。

武井委員

私の代表質問に対し、市長は「歓迎ぶりが日本一」という答弁であったが、本当にそのように思っているのか。市長はこの答弁にあたり新聞を読んでいるか。

市長

読んでいる。

武井委員

新聞を読んだ上でのような答弁と理解してよいか。

市長

歓迎ぶりが日本一であることについて、特にそのことで満足しているとか、喜んでいるとかということではなく、たまたまそのような歓迎ぶりであったということであり、そのことを質問で答えたということである。

武井委員

日本の民間港に初めて入港したので、その歓迎ぶりは一番に決まっているという趣旨の答弁であったと思う。これが市長の本心なのか疑いたくなった。新聞の趣旨は市民が平和ぼけしているため、あのような「歓迎ぶり日本一」という表現で書かれたものかと思う。

この問題に対する市長の考え方及び新聞に対する考え方を示せ。

市長

インディペンデンスは横須賀で一般公開されているし、外国ではシドニ - でも公開されており、その中でも小樽には一番多く人が集まったと聞いている。新聞の記事はそのような事実を書いたものと思っているし、また、やり取りにおける私の答弁が十分でなかった点については、大変失礼をしたとお詫びいたしたい。

武井委員

私は歓迎ぶり日本一という批評について、どのように考えているかを質問した訳であり、答弁に慎重さがほしかった。

今回の入港にあたり、市長は8月14日に幹部会議を開催し、この取り扱いについて協議を行っている。その席上、幹部からは「港湾荷役への影響が心配である」、「世論も受け入れには賛否二分している」、「空母の民間港入港は全国でも初めてであり、全国的な批判の矢面に立つ必要はないのではないか」等々の意見が出されたと聞く。その際に、市長は回答するには時間がなく、この時期になってからでは国・道に迷惑がかかるということで発言を封じたと報道されていたが、これは事実か。

市長

8月14日にロシアから帰国し、その間の検討経過について帰国後直ちに打ち合わせをすることになっていた。その時にいろいろな立場からの意見があった。私としてはこの時期になって断るのは迷惑がかかるということは全く考えていなかった。この問題について時間がなかったのは事実であるが、むしろ国・道の連携した考え方がこの時点では出ていないと痛感した。港湾管理者として判断するには問題点が煮詰まっていないと考え、翌日、小原助役に外務省に行って貰い、これに係る一連の問題について、外務省が窓口になって受けてほしい旨の要請を行っている。国に対し迷惑がかかるというよりも、国が情報や連携の問題を行うべきではないかという気持ちを持って、翌日から先程の対応を行ったということである。

武井委員

同艦の入港中、交通整理を初めその警備に延べ 1 , 0 0 0 名の職員が動員されたと聞く。その人件費も大変な額になると思うが、どうか。

総務部長

今回の入港に際し、港湾業者の港湾活動が十分できるための整理、また、港湾管理者としてすべき仕事、さらには一般公開における安全の確保ということで、一日を午前・午後・夜間の 3 回に分け、午前・午後についてはそれぞれ 4 0 名、夜間については 1 0 名ということで 5 日間実施した。港湾管理者だけでは手に負えないという中で、全庁的に応援したということであり、通常勤務についてはその部分の費用補填はないが、時間外勤務手当についてはその対象になるかと思っている。

武井委員

行政懇話会の提言によると、現在のサ - ビスレベルが改善されない場合、民間の経営感覚からいって 2 0 パ - セントの人員削減を行わなければ、市はもたないのではないかということであるが、これについてどのように考えているか。

総務部長

2 0 パ - セントの人員削減ということになれば、首切りをしなければならず現実問題として不可能である。行革推進本部では現在の人員配置を点検した中で 4 年間で 5 パ - セント以上を行うという結論に達した。

武井委員

サ - ビスの一つである職員の対応について、具体的な取り組みは行っているか。

総務部長

窓口業務あるいは電話の対応は市民と接する場であり、市の最前線にいる訳なので、常々研修を行っているところである。今後とも対応については十分指導を行っていきたい。

教育長

総務部長と同じ考えである。

武井委員

市職員の国籍条項撤廃について、他都市の動向を見ていきたいということであったが、実施についてはどのように考えているのか。

職員課長

他都市の状況については、全道 3 4 市で構成する人事主管会議や 1 0 万以上の都市でいろいろ研究している人事担当者会議において、情報交換を行っている。これについては道内の都市が足並みを揃えてやっていかなければならない問題という認識に立ち、2 ~ 3 回協議を重ねてきたが、結論が出ていない。首都圏や関西では永住外国人が多いのに比べ、どちらかと言えば道内は比較的少ない状況であるが、なるべく早く明確な基準づくりをした中でやっていかなければならないという点では一致している。

武井委員

現在、ヘルパ - 派遣事業は市と社会福祉協議会の二本立てで実施しているが、今後同協議会に一本化されるということだが、勤務体系や給与等の労働条件はどのようになるのか。

また、一本化されることについて、関係団体との協議は行っているのか。

高齢社会対策室長

一本化されればグル - プを作り、ロ - テ - ションを組んで早朝・夜間、日曜・祭日もあたるようになるかと思う。その面では現在市のヘルパ - が実施している曜日・時間等に変化は出てくると思う。

この問題については、特に年末年始の長い連休の時に社協のヘルパ - が大変であるという実態があり、一本化に



よって口 - テ - ションを組めば効率的な運営ができ、サ - ビスの向上につながるということで話し合いが続けられ実現されたということである。

給与については国の基準で決められており、年々上がっている状況にある。また、受け入れ先である社会福祉協議会及び嘱託職員連絡協議会には話をしている。

武井委員

今後、現在 61 名いる市のヘルパ - の意見も集約すると思うが、それについては資料として提出願いたい。

ふれあい憲章について、21 世紀プランの重点プログラムに盛り込んだという答弁であったが、これは制定の方向性が出たと考えてよいか。

市庁舎建設基金の設置について、十分認識しているがなお検討させてほしいという答弁であった。財政が厳しいければ厳しい程、長い時間をかけて基金づくりが必要と思う。

新庁舎の位置付けについてどのように考えているのか。

福祉部長

市長も本会議で答弁しているように前向きな考え方で検討していきたい。

総務部長

基金設置については委員の言うとおりであるが、先立つものがなければ基金の設置はできないので、行革を進めた中で財政が潤えば設置の方向で進めたい。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 30 分

浅田委員

一般企業では部下による上司の勤務評価を実施しているところがあるが、坂戸市ではこれと同様の制度を取り入れていると聞く。同市ではリ - ダ - シップ、マネ - ジメント、責任感、部下の育成等 6 項目にわたって、部下が上司を評価している。民間で実施しているこの制度を自治体として初めて採用したことについて、どのように考えているか。

総務部長

部下が上司を評価する制度について、民間では以前から採用していると聞いている。一つの評価として有り得ると思うが、長年の慣行で行ってきており、直ちにこの制度を取り入れるのはなかなか難しいと考えている。

浅田委員

民間企業の中には学歴は一切関係なく、やる意欲のある人を登用して飛躍した企業がある。今後、ますます地方分権が進む中、自己管理をきちんと行っていかなければ対応できない時代が来ると思う。その意味では自治体もそういった努力をしていかなければ、今後ますます大変になってくると思うがどうか。

市長

部下が上司を評価したり、また、上司が部下を評価することはその立場になって分かる苦勞もあり、なかなか難しいことである。しかし、主要な項目についてその資格があるかどうか、部下だけではなく上司としても部下の評価がまた必要なことではないかと思っている。この制度を直ぐに実施できるかどうかは別にして、そういった考え方の生かし方を研究してみる必要があるかと思う。

浅田委員

坂戸市におけるこの制度の導入は、これまでの自治体の閉塞性に風穴を開ける画期的な出来事と思う。何らかの形で職員の意識の高揚を図れないか。

市長

この厳しい事態に対して、如何にそれぞれの職員が能力を発揮していくか、また、全体としての総合力をどのよ

うに発揮していくか、よりよい組織としての活動ができるように努力していきたい。

浅田委員

札幌通産局では職員を呼ぶ場合、職名をやめ「...さん」という言い方に改めたと聞く。このことによって、職名の間違いがなくなったと同時に、本来役職ではなく人間性を重視するという点で好評であると聞く。同通産局のこの取り組みについて、どのように考えているか。

職員課長

この取り組みについては、職名の間違いをなくするとか、人間性重視という部分もあるかと思うが、併せて職員の垣根を越え、自由闊達な意見を述べ合うということもあるかと思う。ただ、職員だけの問題ではなく、通産局は他の省庁と違い班長という呼び方でプロジェクトに取り組むという風土があり、意識改革が根底にあるかと思っている。

長年呼び慣れた「...部長」、「...課長」という言い方を、ある日突然「...さん」というのは非常に言いづらい面があるかと思う。ただ、人事院も従来の慣行ではなく、新しい時代に対応したいろいろな面で提言を行っており、今後、そのような感覚が入って来るのかと考えている。

浅田委員

江別市では水道局職員の汚職事件に係わり、本年10年1日より職員倫理規定が施行される。これは特別職を初め、職員が再就職する場合、入札や物品購入業者に1年間は就職することができないという内容である。今後、市職員の天下りの再就職は厳しくしていかなければならないと思うがどうか。

総務部長

市のOB職員の再就職について、従前より関係団体から在職中の知識や経験を生かしたいので、退職者をお願いしたいという要請を受けて適任者を派遣している。これについては本年4月1日より取り扱い要綱に従って実施しており、各関係団体に周知徹底しながらその方向で行っていききたい。また、給与についても適正な水準を守るようお願いしている。

浅田委員

緊急通信指令システムについて、今年3月25日に運用開始されて以来、6月2日までの間に、大小17件のトラブルがあったということであるが、それ以後のトラブルについてはどうか。

警防課長

その後については総合試験や機能確認等を行いながら、現在まで前回のような障害は発生していない。

浅田委員

具体的にプリンタ - やAVM(車両動態運用表示装置)等ではなく、現実に目に見えないような事故もなかったのか。

警防課長

署・所も含めて機能確認をした結果、現在のところそのようなことは全くなかった。

浅田委員

今回のトラブルにあたり、部品を交換したり、修理等に要した費用はどの程度なのか。

警防課長

今年度については無料で行っている。

浅田委員

仮に今回の17件について支払うということになった場合、金額はどの程度になるか。

警防課長

17件の金額については確認していない。

浅田委員

A V Mのトラブルが5回、また、プリンタ - の電源ダウンが3回あったが、事故原因についてはどのように考えているか。

警防課長

A V Mについては無線から発せられる波の強弱によって障害が発生したということである。

浅田委員

このシステムは市民の生命・財産を守る機器であり、3月25日の運用開始までに点検作業は終わっていなかったのか。

警防課長

運用開始後の障害の発生について、これだけの件数が発生したことは残念に思っている。沖電気に対してきつく申し入れを行い、現在の状況まで回復したということである。

浅田委員

A V Mを使用する場合、電波を受ける基地局の選択は手動で行うのか、それとも自動か。

警防課長

A V Mの機器そのものにボタンがついており、それを選択することによって自動的に機器が作動するということである。

浅田委員

先日、3件の連続放火があったが、これについては自動的に作動して受け入れが可能だったのか。

警防課長

火災の通報は119番によって消防本部に入って来る。また、我々が出動指令をかける部分については、庁内の一斉指令という放送装置あるいは出動車両の選択したものが、出動指令としてプリントされ、それが署・所に行くということで、火災の発生との関連性はない。

浅田委員

火災出動については旧態依然の方法と考えてよいか。

警防課長

出動指令については自動出動指令装置があり、この機器が出動する車両を選択して署・所に指令がわたるということである。

浅田委員

今回の連続放火にあたってはスム - ズに出動されたと判断してよいか。

警防課長

そのとおりである。

浅田委員

近所の人たちの話によれば、3件目の火災については出動が遅かったということであるがどうか。

消防署長

9月7日に発生した一連の火災について、第1現場については午後10時28分に、第2現場は10時32分、さらに第3現場は10時42分にそれぞれ通報が入っている。

現有の当番員で編成されている車両については順次繰り出されている。ただ、火災の状況により連続であったので、当番員の対応では困難な部分があり、第3現場の出動がかかった時点で、非番職員全員に召集をかけて同時に繰り出している。42分の通報後、市内の全車が出動しているの、塩谷・朝里の車両が自動的に繰り出されたため、多少時間がかかっているかと思う。

浅田委員

実際に2年を経過して、この機器を購入して良かったと考えているか。今後の出勤に全く不安はないのか。

消防長

コンピュータについては仕様書に基づき、近代的な機器を導入した訳であり、今回の一連の火災現場への出勤とは別な問題と考えている。コンピュータの導入により、現状スムーズに出勤体制ができたものと考えている。ただ、第3現場については塩谷や朝里から出勤しているので、若干遅れた部分があったかと思っている。この近代的な施設について我々は自信を持っている。

浅田委員

この機器自体には自動自己診断機能が備わっているのか。

警防課長

常に監視装置があり、これを立ち上げることによって障害の発生等を確認することが可能になっている。また、メカと直通の専用回線も保持しており、それに対応している。

浅田委員

今回の17件のトラブルはどのようにして分かったのか。

警防課長

プリンタの電源ダウンの例では、通信指令室のテレビ画面に監視装置がついており、ボタンによって各所属のプリンタの状況を確認できる画面が立ち上がるようになっている。指令室員がそれを覗くと待機中あるいは障害という表示がされるようになっている。

浅田委員

職員がたまたま見ていたから良かった訳であり、機械自体がこれを察知することが大切なことと思う。自動出勤指令装置の耐用年数は6年であるが、これについてはどうか。

警防課長

従来の機器についても、ものによっては6～8年の耐用年数のものが占めていた。しかし更新した古い機器についても、昭和58年に導入して以来、このような状況で使用していたし、メンテナンスも含めた中で正常な機能を保ちながら使用していきたい。

浅田委員

自動出勤指令装置が稼働停止した場合、バックアップできる装置はあるのか。

警防課長

1つの回線がダウンしても、次のB回線という補助機能も備えており、バックアップ体制は備わっている。

浅田委員

市民の生命・財産を守る機器であるという信頼感が必要である。今後の保守・点検についてはどのように考えているか。

警防課長

機器の保守については完全な状態で運用していきたいと考えている。保守については今年度一杯は無料で実施しているが、次年度以降は小樽市にかぎらず、各消防本部においても保守契約をしながら、運用しているのが実態である。今後、その辺の金額を含めた中で、どの程度まで下げられるのか、交渉しながら対応していきたい。

大島委員

学校給食運営協議会から北海道学校給食会への年間支払額はどのくらいになっているのか。

学校教育部長

平成8年度決算では、1億6,476万2,372円である。

大島委員

これは平成5年度と比較すると15パーセントの減少である。児童・生徒数の減少が大きく影響しているものと思う。

5年度と8年度の米飯給食用容器洗浄委託料を比較すると、その上げ幅は非常に大きくなっている。また、学校給食米飯輸送委託料についても、平成5年度が1食当たり3円であったのが、8年度では8円50銭となっている。この主な理由は何か。

学校教育部長

容器洗浄委託については、平成5年度からこの業者に委託している。それ以前はアルミ箔一食炊飯式という形であったが、評判が良くなく、盛り付け方式に変えてこの業者に委託した。その時点で業者に見積りの甘さがあったかと思う。また、市としてもできるだけ安い形で委託したいということで、企業努力をお願いしたため、当初このような単価になった。その後、諸経費が上がったり、手法等が変わったため、年々改定されてきた。

また、米飯輸送委託については、当初、一定の見積りの中で行っていたが、炊飯を委託している業者からも一部輸送費が補充されていた部分があった。そのため、平成3年から平成7年までは同額となっているが、平成7年に炊飯委託業者の経営が悪化し、経営形態も変わったため、輸送費についても全額市の方でみてもらいたい、また、輸送費についても改定してもらいたいということで改定した。

大島委員

一部米飯業者の方からパン業者の方に補助していたというが、それはどの程度か。

学校教育部長

市から北海道学校給食会に支払っている米飯関係の加工費、諸経費の部分に一部輸送費ということで、支払をしている部分がある。市と契約している単価では大変厳しいということで、炊飯業者の方で一部援助していたということである。

大島委員

炊飯業者は加工だけを行っている。加工費の中から輸送費を援助していたということか。

新光共同調理場長

学校給食会に支払う米飯代金の中に、特別輸送費という形で含まれている部分がある。この部分が米飯委託業者にいく訳であるが、その部分が不足ということで、足りない部分を市が負担していた。

大島委員

平成8年度における容器洗浄委託料の一食当たりの単価は29円50銭であるが、その内訳を示せ。

新光共同調理場長

人件費が16円28銭、水道料が2円39銭、一般経費が3円57銭、管理経費が7円26銭である。

大島委員

全体の食数はどのくらいか。

新光共同調理場長

延べ99万9,288食である。

大島委員

水を多く使用する業種では、井戸を利用している業者が多いと聞くがどうか。

新光共同調理場長

銭函地区は地質の影響で良質の水が得られない状況である。なお、日東バイオンは地下水を使っていないと聞いている。

大島委員

年間の水道料が 2 3 9 万円ということであるが、上下水道の内訳はどうか。

(下水)管理課長

概ね上水道が 6 割で、下水道が 4 割である。

大島委員

1 食当たりの洗浄委託料 2 9 円 5 0 銭は、7 年度の使用水量を基に算定したものと思うが、当初と比べてあまりにも大幅な値上げと思う。今後、他の業者でこの業務を行ってもいいという業者が出てきた場合はどうか。

学校教育部長

現在の委託業者が米飯だけという形態の中で、関係経費等も上がってきている。その後代わるべき他の業者があるのかどうか調べてみたが、なかなかないのが現状である。代わってできる業者があれば、検討していかなければならないと考えている。

大島委員

今後設置される学校給食検討委員会で十分検討を願い、より良い方法を検討願いたい。

容器洗浄及び米飯輸送委託契約について、これは毎年更新しているのか。

新光共同調理場長

両業務とも 1 年契約で更新している。

大島委員

平成 5 年度の容器洗浄委託契約によると、この業務に従事する職員に対し、毎月検便を受けさせ、その結果を報告するとなっていたが、8 年度では健康診断、検便等の衛生管理を定期的を実施するものに変更となっている。その理由は何か。

新光共同調理場長

「毎月」から「定期的」に変わったのは、昨年来の 0 - 1 5 7 の発生で衛生管理を徹底するため盛り込まれた。

大島委員

「毎月」から「定期的」に変わったのは、逆に衛生管理の後退ではないか。

新光共同調理場長

検便については委託業者からその結果報告をもらっている。なお、変更した部分については調べて後程報告したい。

大島委員

昨年は 0 - 1 5 7 の発生により、学校給食を初め、食品製造関係ではあらゆる面で神経をとがらせていた。「定期的」が「毎月」になるというのであればわかるが、それが逆である。これは米飯輸送委託についても同様である。米飯輸送の際、運転手は特定されているのか。

新光共同調理場長

通常は特定の者が運転しているが、何かの事情で人の入り繰りは見受けられる。

大島委員

結果報告はきちんと提出されていたのか。

新光共同調理場長

定期的という部分については、報告は貰っている。

大島委員

「毎月」が「定期的」に変更されたのはいつからか。

新光共同調理場長

後程報告いたしたい。

大島委員

契約の中では、この契約条項に違反したとき、委託業者の業務が著しく不相当と認めるとき、委託業者から契約解除の申し出があったとき、契約を解除することができるとなっている。検便等の結果報告もこれらの条項に該当する要件と思う。

新年度早々、北手宮小学校において原因不明の食中毒が発生したが、衛生管理については、これで十分ということはないくらい厳しいものである。契約内容については、きちっと守っていくということでなければ、いろいろと問題が発生した場合に十分対処できないと思うがどうか。

学校教育部長

指摘のあった点については理解できるので、業者とさらに精査していきたい。

大島委員

今年の火災発生件数及び被害状況について示せ。

警防課長

今日までの発生件数は98件で、死者は9名である。

大島委員

98件中不審火は何件か。

警防課長

放火あるいはその疑いがあるものは31件ある。

大島委員

9月7日に放火容疑で逮捕された人がいる。現在、警察で取り調べ中ということであるが、何か分かった点はあるか。

警防課長

自供によれば、9月7日に発生した3件の火災は放火ということである。

大島委員

今後、その他の不審火との関係がどうなるか分からないが、一刻も早く原因究明を図っていくべきと思うが、どうか。

消防署長

今年は火災が多く、しかも放火あるいはその疑いのあるものが非常に多い。火災や放火防止対策として、職員が一丸となり査察・巡回広報・夜間訪問等を実施している。逮捕された者が全て自供すれば状況は好転するが、いずれにしても引き続き警備体制を強化していきたい。

大島委員

インディペンデンスの入港に際し、同艦を見学する来訪者に対応するため、一部交通規制を実施したが、一日当たりの来訪者をどの程度と見込んで計画を立てたのか。

港湾部長

一部交通規制を行って対応したが、この段階では想定する人数をどの程度と設定していなかったと思う。ただ、相当の人がいろいろな意味で関心を持っているという意識はあったので、通常のエプロンや荷さばき程度の交通規制や立ち入り禁止だけでは無理だろうと考えていた。さらに第1・第3土曜日であったので、企業の営業活動があるだろうということで、来訪者の安全も配慮しながら勝納埠頭全域を一部規制しながら対応した。

大島委員

同艦の見学には相当多数の来訪者が予想されるので、築港ヤード地区に臨時の駐車場を設置してはどうかと提案

したが、実現しなかった。これについてはどのように判断したのか。

総務部長

駐車場の必要性は当初から分かっており、あの周辺を見て回った。ヤ - ドも候補の一つに挙がっていたし、また、中央埠頭や第3埠頭等も考えたが、一定の台数を確保するには少なすぎる。また、管理運営上の問題はどうか。それらを検討した結果、相当の入り込みが予想されることから、この際マイカ - を自粛して公共交通機関で来てもらう。ただし、相当の入り込みがあって、小樽市全体が交通渋滞を来たしという場合にはどこかを開けなければならぬと想定したが、そこまで至らないで済んだ。いろいろな場面を検討した結果、場所の確保が困難であるということで断念した。

大島委員

多い日で1日16万人以上、入港期間中で30数万人の来訪者があったということであり、緊急事態の何ものでもなかったかと思う。市より交通許可証を貰っていたが、あまりに来訪者が多いため、交通規制によりそれが全く役に立たなかったという状況であった。

これについてはどのように考えているか。

総務部長

現状は人や車両の入り込みが予想以上に多く、また、警察官が立たなくなると違法駐車が一斉に始まるため、当初の交通規制がどんどん変更されていったということである。

大島委員

消防本部では入港期間中どのような体制で臨んだのか。

警防課長

同艦の入港にあたり、消防本部では平常時の体制ということで運用してきた。救急については、当初、平常時体制ということで考えていたが、一般公開日に多数の人が救護所に担ぎ込まれたため、警備本部の要請を受けて翌9月7日に救急車を配置して対応した。

大島委員

当初予定していた以上の来訪者があったため、救急車まで配置しなければならなかったということか。

総務部長

一般公開日は天気に恵まれ、日射病等で45名の急病患者がで出ため、救急車を要請した。翌日の日曜日についても相当の来訪者が予想されることから、警察と協議をした結果常駐してもらった方が搬送しやすいということで、1台配置してもらった。

大竹委員

インディペンデンスの入港に関して、議論のかなりの部分は新聞報道がこうであるからということで、あたかもそれが決定されたかのようなことで議論されていた気がする。捉え方の違いによって答弁がかみ合わなかったことが随分あったかと思うがどうか。

市長

いろいろな角度から報道がなされており、特に今回、取材を競い合った面もあるので、私も大変混乱してことは事実であり、特別な事態であったのではないかと考えている。

大竹委員

政府の行政改革会議について、開発庁の位置付けを質問したが、それに対する答弁では道や市長会とも連携を取りながら、国に強く要請しているとのことであるが、その内容を示せ。

市長



行政改革の中で開発庁も大変厳しい状況にあり、最終段階で同庁の機能を維持してほしいというだけでは十分ではないのではないか。最初はそのような感じの要請を行っていたが、組織を最小限に残しながら、予算の一括計上権を守っていくことが必要であるということで、市長会とも要請を行っている。

国会議員を通じ、機能・組織・予算一括計上権をぜひ守ってもらうに働きかけをし、関係者の意見を集約しながら対応してきた。

大竹委員

各年度の経常収支比率を見ると、6年度が99.2%、7年度が97.9%、8年度が98.3%となっている。一方、減税補填債を加えると逆に6年度が95.5%、7年度が94.5%、8年度が93.8%と比率が下がってくる理由は何か。

財政部長

仮に減税がなければ、分母となる経常一般財源収入が増えるということなので、その分比率が低くなるということである。

大竹委員

平成6年度から8年度の3年間で減税補填債は36億7,800万円となるが、元利償還はいつから始まるのか。

財政部長

平成6年度から3年間特別減税があったが、6年度については償還期間が10年で据置き3年の元利償還である。7年度は償還期間9年の元金満期の一括償還で、利子は毎年払いである。8年度は償還期間8年、元金満期の一括償還で利息は7年度と同様である。

大竹委員

元利償還に対する交付税措置は間違いなく約束されているのか。

財政部長

3カ年の利息は100%交付税の基準財政需要額に参入されている。なお、9年度以降の元利償還については6年度分がはじまるが、この交付税の取り扱いは今年度の地方税制改正等の係わりで検討されるやに聞いている。

大竹委員

新行革実施計画では遊休資産の売却が挙げられており、それ自体は歳入が増えるので歓迎すべきであるが、売却だけが最良の策だということにはならない。例えば、これまで遊休資産に投資してきた額と実際の売買価格に大きな格差がある場合がある。このような場合には、公的施設として他に転用することが財政的に見て得策と思う。

市はフィッシュミ-ルを遊休施設として考えているが、この施設は現在、天神に予定されているリサイクルセンタ-と比べ、敷地面積や建物が広く、何故資産の活用を考えなかったのか。このような施設は他にもあり、今後、行財政改革に向けての取り組みとして、どのように考えているか。

総務部長

遊休資産については、何らかの形で活用できれば一番良いと思う。ただ、そのような活用・方針がなかなか見いだせないのであれば、資産の処分をするしかないだろうと思う。

フィッシュミ-ルについてもいろいろ検討した結果、このような結論に達したということである。

大竹委員

この施設の活用について、いろいろな意見があったと聞くがどうか。

総務部長

環境部の方で、あの場所では支障があるということで決定したと聞いている。

大竹委員

建物の大きさや広さに問題があったということか。

環境部長

リサイクルセンタ-について、フィッシュミ-ルの活用を検討してきている。その中で経済部と協議しながら、環境部としては暫定的な施設と言いながら、現在、分別収集を実施しているので、それを見ながら将来的には桃内地区にリサイクルプラザを建設する。その間の暫定的な施設がどうしても必要であるということで、天神にリサイクルセンタ-を建設した。将来的にはリサイクルセンタ-とリサイクルプラザを総合的に検討しながら、遊休資産にならないような活用の仕方を考えていきたい。

大竹委員

何故、あの施設は活用するのにそぐわないという結論がなされたのか。

環境部長

将来におけるフィッシュミ-ルの利用の仕方とリサイクルセンタ-のあり方を勘案し、活用することは困難であると判断した。

大竹委員

この施設については環境部で活用することができないという判断の下に、最終的に決定されてということか。

環境部長

経済部では将来的なこともあるので、環境部としては天神の方に新しい施設を建設したということである。

大竹委員

どこどこの所管であるという縦割りではなく、横軸を重視することが行財政改革の基本と思うがどうか。

環境部長

この問題については過去2年程度検討しており、それぞれの所管あるいは縦・横断を含めて、その方がベタ-だと判断した。

大竹委員

それがベタ-であるということであるが、市長はどのように考えているか。

市長

将来的にはリサイクルセンタ-1カ所だけで済むとは思わないので、桃内と天神を使っていく。フィッシュミ-ルは場所的な条件も生かしながら、処分をしていくのがのぞましいという考え方である。

大竹委員

行政改革を進める中で、今後このような問題が出て来た場合に、どのように取り組んでいく考えか。

総務部長

遊休資産は一義的には活用の方法がないのかを検討し、その結果、使い道がないという財産については、処分しかないだらうと考えている。

大竹委員

そのような判断をする場合には、固定資産評価審査委員会にかけているのか。

商工課長

同委員会にはかけている。

大竹委員

価格についてはどうか。

商工課長

それについては申し上げられない。

大竹委員

この施設については、平成2年の契約解除後、事業団に対して市から3億7,422万円を支払っている。横軸

の連携を図りながら、市民の財産を効率よく活用されるようにしてもらいたい。

市長

遊休資産については如何に利用して、有効に市政の中で活用していくかが基本である。  
今回の場合は先程来の経緯があるが、今後とも発言の趣旨を生かしながら対応していきたい。

前田委員

エキノコックス症は、エキノコックスの寄生による疾患で、虫卵が人の体内に入ると人命に係わり、早期発見・早期治療が必要である。長橋なえぼ公園に二ツ目川が流れているが、そこに子供の遊び場ができると聞くが、どのような使われ方がされるのか。

公園課長

二ツ目川については平成7年11月に水質検査を実施している。調査地点は川の中の4地点を抽出して調査をしているが、通常の検査では特に問題のない値である。なお、二ツ目川の使われ方については、子供たちが夏場、「せせらぎ」という所で遊んでいる状況である。

前田委員

同公園の上部にキツネの生息地があるのを知っているか。

公園課長

以前新聞でそのようなことを読んだことがある。

前田委員

同公園におけるエキノコックス対策について、どのように考えているのか。

公園課長

現在、公園の整備と同時に、手洗い場の水道を整備しており、また、川に入ったら手洗いを奨励する看板を製作中である。

前田委員

水遊びをすれば、水が跳ねたりして目や口に入る訳であり、その後に手を洗っても意味がないのではないのか。

公園課長

同公園は自然観察公園ということで自然を損ねない形で整備している。上流部分の下水道への接続も進めており、各所には洗い場も設置している。今後、抜本的な解決ということになれば、保健所とも相談しながら、河川の中で滅菌装置等を設置できるのか研究してみたい。

前田委員

以前に塩谷で発病した人がいたと聞くが、現在の状況はどうか。

保健所長

現在、治療中である。

前田委員

その後、30歳代の女性がエキノコックス症と診断されたと聞くがどうか。

保健所長

年に1回道から組織的なものは送られて来るが、その事例については承知していない。

前田委員

市としてエキノコックス対策について、どのように対応しているか。

保健所長

市では平成5年に作成した「エキノコックス症対策要綱」に従い、市民への啓発、一次検診ということで5年に

1 回血液検査を行うことや井戸水は煮沸して飲むこと等を指導している。

現在、エキノコックス症は特定地域にだけ発生しているのではなく、全道的に発生しているため、従来の対策も見直しが必要になる。道では委員会を設置し検討中であり、市としても道の対策に歩調を合わせて形で、今後対策を講じていくことになる。

前田委員

最近、ある団体で採血検査を実施したと聞くが、問題はなかったのか。

保健所長

検査については問題はないが、1次検査は市町村が行い、費用の問題が出てくるかと考えている。

前田委員

年間のキツネ駆除件数はどのくらいか。

農政課長

農業被害対策として駆除を実施しており、8年度は229頭である。今年は8月末で95頭である。

前田委員

駆除されている地域はある程度限定されているのか。

農政課長

農家の被害が多いので、塩谷・忍路・蘭島地域で捕獲されている。

前田委員

長橋なえば公園の上部について、駆除対策を講じているのか。

農政課長

8年度については、赤岩・長橋方面は特定のエリアになっていない。

前田委員

農家からの駆除申請がなかったということか。

農政課長

そうである。

前田委員

私の知っている範囲では相当数捕獲されている。駆除申請がないから良いというのではなく、今後、公園や公共施設等において定期的にキツネの検体検査を実施すべきと思うがどうか。

保健所長

川にいる卵を調べることは現時点では不可能である。ただ、全道的に調査を実施しており、4匹のうち1匹はエキノコックスの成虫が確認されており、キツネを見たらエキノコックスを持っていると思うのが、現在の常識となっている。

前田委員

現在、農業被害の防止ということで駆除されているが、それ以外についてもエキノコックスの対策上、駆除を実施すべきと思うがどうか。

保健所長

現在、道内では約1万匹のキツネが捕獲されており、そのほとんどが農業被害の防止として行っている。ただ、キツネが出没したからといって、捕獲して殺すということは現時点では非常に難しい問題である。確実に年間9～10例が発生しており、ゆゆしき問題である。現在、道において検討している状況である。

前田委員

現状、農業被害の防止のためキツネの駆除を実施しているが、エキノコックス対策上からも、公園等の公共施設

におけるキツネの検体検査は今後行っていく必要があるのではないのか。

保健所長

エキノコックスの卵を川や土の中で調べることは、現時点では不可能である。

前田委員

検体検査も不可能なのか。

保健所長

よくキツネの糞を持ち込み、調査をしてほしいという依頼があるが、これは非常に危険なことなので、止めるように言っている。道では全道からキツネを集め、解剖する人もうつらないように十分な注意の下で行っており、それは受けられない。

前田委員

捕獲したキツネを調査する考えはないのか。

保健所長

キツネの検査については、年に1回捕獲期間を決め、職員が汚染しない形で持ち込んで調べることもあるが、現在、道において全道的にそれを調査している。かつては小樽は汚染地区に指定されていたが、現在は全道が汚染地区であるため、それに指定されていない。従って定点を定め、期間を決めてキツネを捕獲し、それを検査をしている。これは統計的に処理していく関係上、このようなやり方を行っている。この期間に当たれば、あるいは検査してくれるかもしれないが、ただ検査を行ってほしいということであれば、なかなか難しいと思う。

前田委員

全道が汚染地域であり、小樽も例外ではない。市民の健康を守るという観点からも、十分な対策を講じてもらいたい。

委員長

散会宣告。